

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十五年十一月十五日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
一般社団法 人愛栄会	奈良市佐保台西 町九八 コート ヒルズ一〇一 B	J O Y	奈良市佐保台 西町九八 コ ートヒルズ一 〇一B	放課後等デ イサービス	平成二十 五年十一 月一日
株式会社正 義	橿原市法花寺町 五九一―一六〇 七	放課後等デ イサービス ゆかい	橿原市木原町 三六六―七	放課後等デ イサービス	平成二十 五年十一 月一日